

シマチヤビ

—離島苦— 沖縄の離島医療と暮らし



NHK沖縄放送局
ディレクター
渡辺 考

西表島

①

沖縄島からの計画移民

沖縄県から
の移民は多
く、アメリカな
ど、実に世界
中に30万もの沖縄系移民
がいるとされている。し
かし、移民は海外だけで
はなかった。戦争が終わ
り、戦地やミクロネシア
などの外地に住んでいた
ウチナンチュが引き揚
げてきたが、沖縄島では
職がないため、琉球政府
が主導し、八重山諸島や
宮古諸島などの離島へ計
画移民を進めたのだ。
人口増大が深刻だった

場所のひとつが北部やん
ばるの一面に位置する大
宜味村である。引き揚げ
のため、戦前約8千人だ
った人口が1挙に1万1
369人(1947年)
になったのだ。困窮した
多くの人々が開拓移民と
して赴いた場所が八重山
諸島西表島だった。

私が取材を進めている
写真家・平良孝七は大宜
味村出身のだが、少年
時代のある日をこう回顧
している。
私が小学校5年生のこ
ろの夏だった。学友をふ
彼が貴重な情報を教えて

くれた。大宜味村からの
開拓移民一世はみんな亡
くなったが、彼らと結婚
した地元女性のひとり
健在だ、と。彼女が暮ら
している大宜集落の「大
は」の大宜味からとったもの
で、同地出身者が居住し
た場所だそう。

「たいへんだった。黄色
病気があった。マラリア
である。」
「たいへんだった。黄色
病気があった。マラリア
である。」

「たいへんだった。黄色
病気があった。マラリア
である。」
「たいへんだった。黄色
病気があった。マラリア
である。」

「たいへんだった。黄色
病気があった。マラリア
である。」
「たいへんだった。黄色
病気があった。マラリア
である。」

「たいへんだった。黄色
病気があった。マラリア
である。」
「たいへんだった。黄色
病気があった。マラリア
である。」

「たいへんだった。黄色
病気があった。マラリア
である。」
「たいへんだった。黄色
病気があった。マラリア
である。」

『月刊保団連』5月号

社会保障の財源はどこにあ るのか？ —適正な所得再分配のために

所得再分配が機能不全を起している。法人
税減税や所得税の累進性緩和、多国籍企業の租
税回避が進んだため、それによる税収減を補う
形で、逆進性の強い消費税と社会保険料など
が上がってきた。今後、防衛費が増額されれば
国民へのさらなる負担増は避けられず、インボ
イス制度の導入では低収入の免税業者へのタメ
ーシが懸念されている。適切な所得再分配のた
めに、今何が必要かを考える。

- 社会保障の財源として消費税はふさわしいのか
伊藤周平
- インボイス制度の何が問題なのか
犬飼 淳
- 多国籍企業の租税回避がもたらす深刻な税収減
諸富 徹
- 防衛費の膨張と加速する対米従属
半田 滋
- 子育て支援の充実と所得再分配
山口慎太郎

休業保障制度

新型コロナウイルス感染症による請求の留意点

新型コロナウイルス感染症により休業される際には速やかに
(可能な限り休業期間中に)ご所属の保険医協会・保険医会にご連
絡ください。

5月8日の類型見直し以後の発症・休業について

新型コロナウイルス感染症の
感染症法上の位置づけが5類へ
引き下げられる5月8日以降に
同感染症を発症し、傷病休業給
付金を請求される際には、必ず
①休業期間中に親族以外の第三
者の医師に受診(電話、オンライ
ン受診含む)し、②受診先医療機
関から共済会所定の医療証明書
を取り付け、ご提出ください。休

業期間中に第三者の医師に受診
のない場合は給付対象となりま
せんのでご注意ください。
なお、5月8日以降の発症・休
業の場合、保健所からの就業制
限通知書、My HER-SYSの療養
証明書、都道府県陽性者登録セ
ンター等の陽性者登録完了メー
ル等は給付審査の対象外となり
ます。

5月7日までの類型見直し以前の発症・休業について

感染症法施行規則が改正され
た2022年9月26日以降、5類引
き下げ前の23年5月7日までに
新型コロナウイルス感染症を発
症し、発生届の届け出対象外と
なる方が休業保障制度の傷病休
業給付金を請求される際は、①
休業期間中に親族以外の第三者
の医師に受診(電話、オンライン
受診含む)し、②受診先医療機
関から医療証明書もしくは療養
証明書(いずれも休保共済会所
定の書式)を取り付け、ご提出

いただく必要があります。
もしくは、各都道府県に設置
されている陽性者登録センター、
健康フォローアップセンター等
から発行される陽性者登録が受
理されたことによる通知(メー
ル等含む)による請求も可能な
場合があります。その際は休業
期間中に当該センターにご自身
で陽性者登録を行っていただく
必要がありますのでご注意ください。

休業保障制度

申込受付中

申込期間 4月1日～5月25日

加入日 8月1日

病気やケガで診療を休んだ際に給付金を受けられる、保険医協会・保険医会の助け合いの共済制度です。

入院でも自宅療養でも給付

入院日・通院日だけでなく自宅療養期間も給付対象になります。
通算500日までなら何度でも給付を受けられます。

給付日数は最長730日の充実保障

500日を超えて連続して休業している場合は、
最長230日の範囲で給付されます。

これなら、長引く自宅療養にも安心して備えられますね。



手頃な掛金で充実の給付

41歳8口加入した場合

月々の掛金は
24,000円

38歳5口加入した場合

月々の掛金は
14,000円

休業して30日分給付を受けた場合

自宅療養 144万円
入院療養 192万円

休業して30日分給付を受けた場合

自宅療養 90万円
入院療養 120万円

- 資料請求・お問い合わせは、ご所属の保険医協会・保険医会まで
- お申し込みの際は、必ずパンフレット等をお読みください。
- HPからも資料請求いただけます

